議員提出議案第2号

湯河原町議会委員会条例の一部改正について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第 112 条及び湯河原町議会会議規則第 14 条の規定により提出します。

令和3年2月22日提出

湯河原町議会議長 村 瀬 公 大 様

明	俊	本	Щ	湯河原町議会議員	提出者
希子	由着	屋	土	同	賛成者
寿		井	松	同	
雄	寿	木	露	同	
孝	重	伏	室	同	
矣夫	寿訓	伏	室	同	
	誠	屋	+	同	

(提案理由)

行政の機構改革に伴い、常任委員会の所管事項を変更するため、条例に 改正を要するので、本案を提出するものです。 湯河原町議会委員会条例の一部を改正する条例

湯河原町議会委員会条例(昭和 33 年湯河原町条例第7号)の一部を次のように改正する。

別表総務文教・福祉常任委員会の項中「秘書広報室」の次に「、デジタル推進室」を加える。

附則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。